

建築行政 DX 総合推進事業を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局建築指導課

次のとおり、建築行政 DX 総合推進事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和8年3月17日～令和8年3月31日

<提案者及び評価結果>

○建築行政 DX 総合推進事業

①建築行政手続のオンライン化に向けた仕様の検討を行う事業

提案者：1 者（一般財団法人建築行政情報センター（A））

②「BIM データ審査」における申請・審査の仕組み等についての検討・検証や

「BIM 図面審査」における申請・審査の仕組み等の改善に向けた検討・検討を行う事業

提案者：1 者（一般財団法人建築行政情報センター（A））

③「BIM データ審査」における「確認申請用 CDE」の仕様検討等を行う事業

提案者：1 者（一般社団法人 building SMART Japan（B））

④建築行政の DX 推進検討

提案者：3 者（株式会社日立製作所（C）、株式会社インキュビット（D）、株式会社アンドパッド（E））

⑤建築基準法における大臣認定に係るオンライン手続きの更なる効率化等に関する検討

提案者：1 者（一般社団法人建築性能基準推進協会（F））

審査結果

事業	①	②	③	④			⑤
事業者	A	A	B	C	D	E	F
(1) 本事業の実施に係る計画が、適切なものであること。	○	○	○	○	○	○	○
(2) 本事業を適確に遂行する技術能力（建築BIM等に関する知識を含む。）を有し、かつ、その遂行に必要な組織、人員を有していること。	○	○	○	○	○	○	○
(3) 本事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。	○	○	○	○	○	○	○
(4) 本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないよう、公平かつ中立な立場において業務を実施すること。	○	○	○	○	○	○	○
(5) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。	○	○	○	○	○	○	○
(6) 本事業において知り得た情報の秘密の保持及び管理を徹底すること。	○	○	○	○	○	○	○

- ・ 上記A～Fは、補助対象事業者に求める（１）から（６）までの要件を満たしている。
- ・ 実施方針・実施計画について事業者A～Fは、各事業内容について妥当と判断できる内容だと認められた。

＜選定した事業者＞

審査結果を踏まえ、以下の者を建築行政 DX 総合推進事業を実施する者として選定した。

①建築行政手続のオンライン化に向けた仕様の検討を行う事業

一般財団法人建築行政情報センター

②「BIM データ審査」における申請・審査の仕組み等についての検討・検証や

「BIM 図面審査」における申請・審査の仕組み等の改善に向けた検討・検討を行う事業

一般財団法人建築行政情報センター

③「BIM データ審査」における「確認申請用 CDE」の仕様検討等を行う事業

一般社団法人 building SMART Japan

④建築行政の DX 推進検討

株式会社日立製作所

株式会社インキュビット

株式会社アンドパッド

⑤建築基準法における大臣認定に係るオンライン手続きの更なる効率化等に関する検討

一般社団法人建築性能基準推進協会